

特任理事規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、理事会規程第13条に基づき、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）の特任理事に関する事項について定める。

第2条〔設置・権限等〕

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。
- (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

第3条〔任期等〕

- (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。
- (2) 特任理事は、就任する年の7月1日現在で、満70歳未満でなければならない。
- (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第4条〔報酬等〕

- (1) 特任理事は、無報酬とし、会議又はイベントへの出席の都度、チャアが定める日当を支払う。
- (2) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

第5条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔施 行〕

本規程は、2025年5月28日から施行する。